

# 通訳案内士制度の見直しについて

---

観 光 庁  
平成28年12月15日

# 規制改革会議答申及び規制改革実施計画(抜粋)

## 規制改革に関する第4次答申(平成28年5月19日)

インバウンド・観光関連の規制の見直し

### ア 通訳案内士制度の見直し【平成28年度中に法案を提出】

通訳案内士法(昭和24年法律第210号)により、通訳案内士でなければ、外国人に対して外国語により有償で旅行に関する案内を業として行うことはできないとされている(業務独占)。しかし、2015年の訪日外国人旅行者は約2,000万人と急増し、「明日の日本を支える観光ビジョン」に掲げるとおり、今後2020年には4,000万人へ倍増させることが政府目標とされている。また、そのニーズも従来の名所旧跡訪問にとどまらず多様化している。

こうした中、現行の通訳案内士の4分の3は都市部に偏在し、その言語も3分の2が英語であるため近年増加している中国語・韓国語等に対応できないという現状に鑑みれば、通訳案内士の業務独占を維持したままでは、「観光先進国」を目指す上で量と質の両面で対応できないことが明白であるとの指摘がある。

したがって、**訪日外国人旅行者の増加とニーズの多様化に対応するため、通訳案内士の業務独占規制を廃止し、名称独占のみ存続することとする。その際、業務独占規制の廃止に伴い団体旅行の質が低下することのないよう、訪日旅行商品の企画・手配を行っているランドオペレーター等の業務の適正化を図る制度を導入する。**

## 規制改革実施計画(平成28年6月2日閣議決定)

インバウンド・観光関連の規制の見直し

事項名	規制改革の内容	実施時期	所管省庁
通訳案内士制度の見直し	<b>訪日外国人旅行者の増加とニーズの多様化に対応するため、通訳案内士の業務独占規制を廃止し、名称独占のみ存続することとする。その際、業務独占規制の廃止に伴い団体旅行の質が低下することのないよう、訪日旅行商品の企画・手配を行っているランドオペレーター等の業務の適正化を図る制度を導入する。</b>	平成28年度中に 法案提出	国土交通省

# 通訳案内士とは

通訳案内士は、外国人に付き添い、外国語を用いて、有償で、旅行に関する案内を行うための国家資格。  
 通訳案内士でない者は、報酬を得て、通訳案内を業として行ってはならず、通訳案内士またはこれに類似する名称を用いてはならない。

## 通訳案内士試験

### 一次試験

#### (筆記試験)

- ・外国語
- ・日本地理
- ・日本歴史
- ・産業、経済、政治及び文化に関する一般常識



### 二次試験

#### (口述試験)

- ・発音及び発声
- ・文法及び語彙
- ・プレゼンテーション能力
- ・コミュニケーション能力

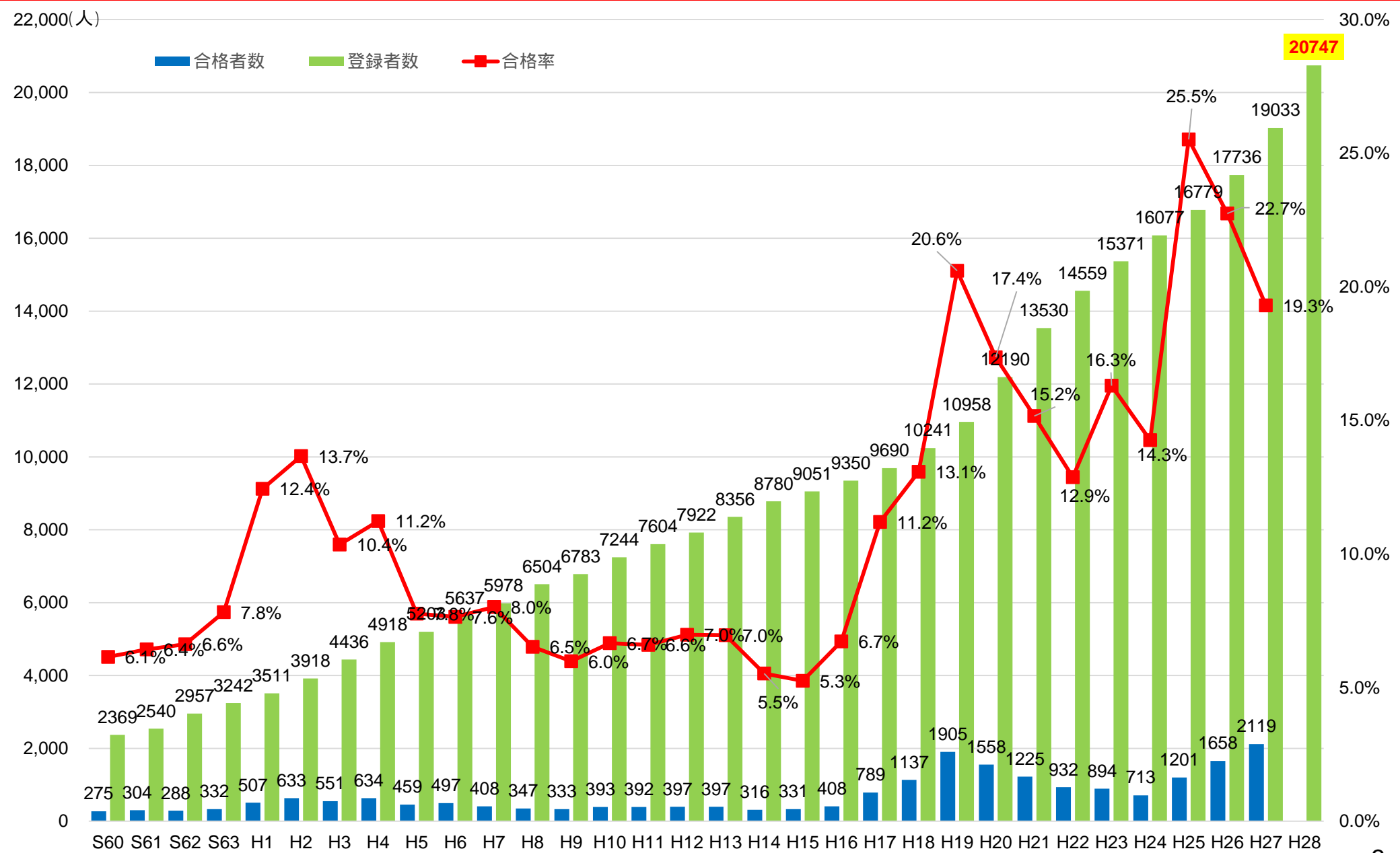
JNTO ((独) 国際観光振興機構) が実施

## 合格

都道府県が備える登録簿への登録



# 通訳案内士登録者数等の推移

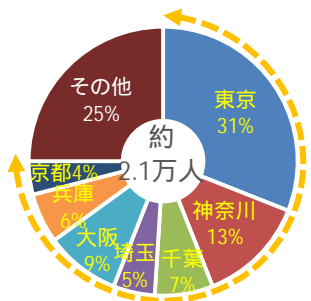


# 通訳案内士制度の見直し方針について

## 現状と課題

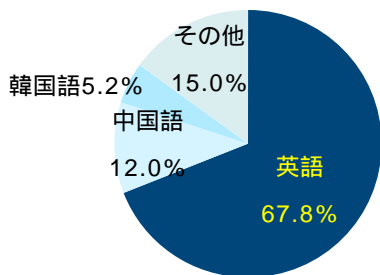
### 大都市部への偏在

(4分の3は都市部)



### 英語への偏在

(3分の2は英語)



### ガイドニーズの多様化

(外国人の興味・関心は千差万別)

- 我が国の伝統文化の詳細な説明
- 街歩きや山歩きなど地域密着型の案内
- 着付け、陶芸等の体験型旅行需要への対応

現行の通訳案内士は、フルアテンドを前提とした極めて難易度の高い試験であり、外国人旅行者が急増する中、**量的に圧倒的に不足**。

また、資格や研修で得られる画一的な知識・経験では、**多様化する外国人旅行者のニーズに対応できない**。

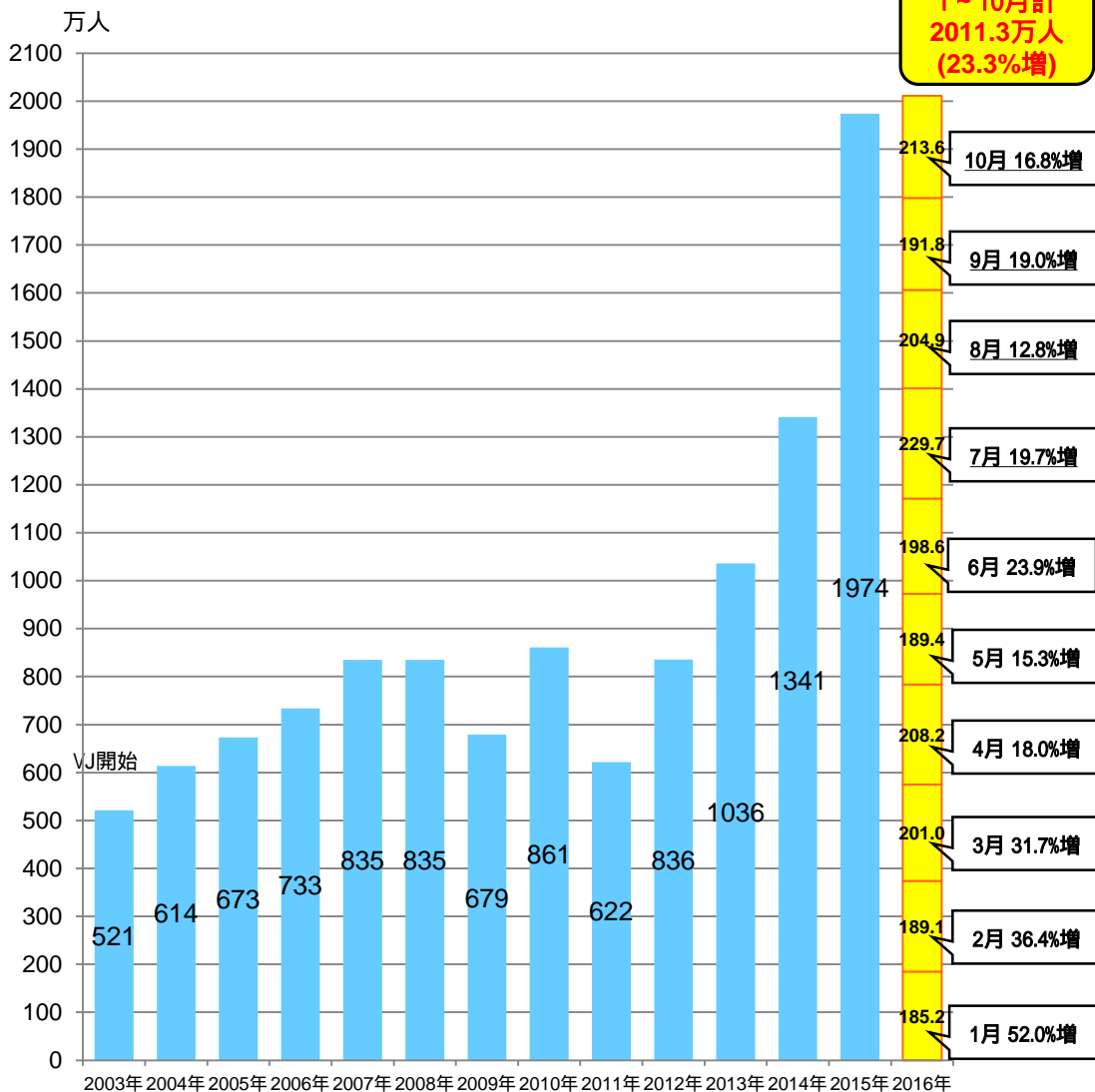
### 規制改革実施計画(平成28年6月2日閣議決定)

訪日外国人旅行者の増加とニーズの多様化に対応するため、通訳案内士の業務独占規制を廃止し、名称独占のみ存続することとする。

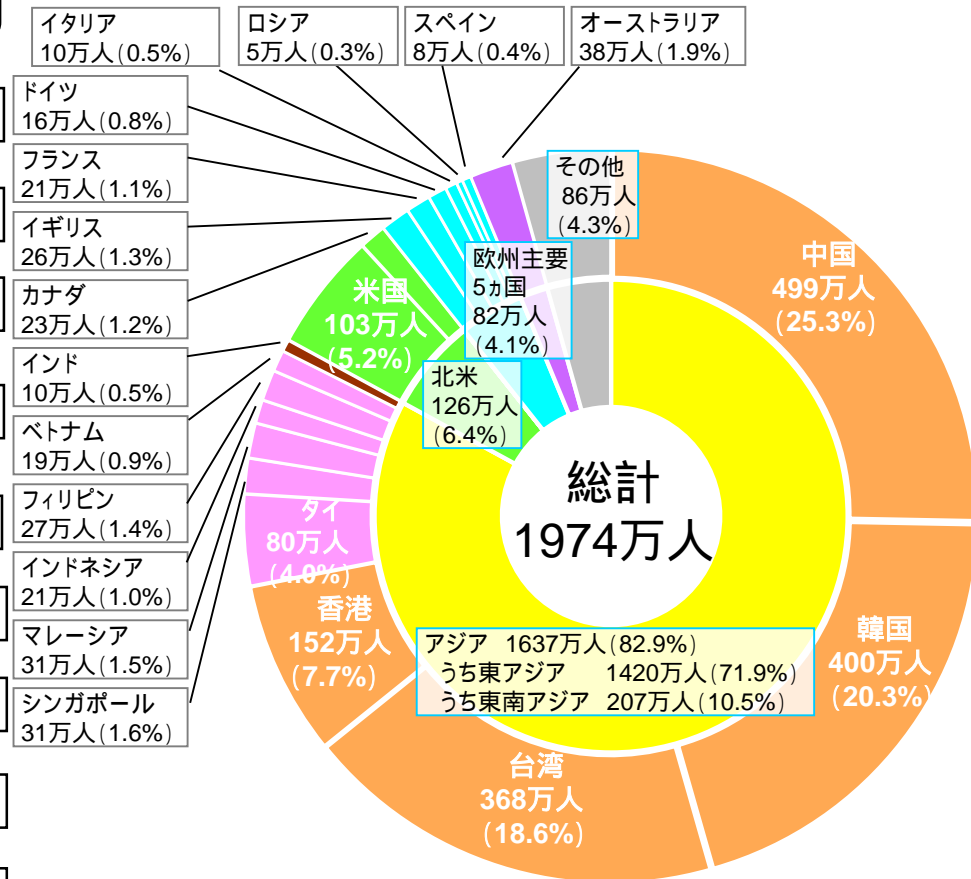
その際、業務独占規制の廃止に伴い団体旅行の質が低下することのないよう、訪日旅行商品の企画・手配を行っているランドオペレーター等の業務の適正化を図る制度を導入する。

# 訪日外国人旅行者数及び割合(国・地域別)

## 訪日外国人旅行者数の推移



## 2015年訪日外国人旅行者数及び割合



( )内は、訪日外国人旅行者数全体に対するシェア  
 その他には、アジア、欧州等各地域の国であっても記載のない国・地域が含まれる。  
 数値は、それぞれ四捨五入によっているため、端数において合計とは合致しない場合がある。  
 日本政府観光局(JNTO)資料より観光庁作成  
 (出典) JNTO(日本政府観光局)

注) 2015年、2016年1~2月の値は暫定値、2016年3月~4月の値は推計値、%は対前年(2015年)同月比

## 安倍内閣3年間の成果

戦略的なビザ緩和、免税制度の拡充、出入国管理体制の充実、航空ネットワーク拡大など、**大胆な「改革」**を断行。

	(2012年)	(2015年)
・ <b>訪日外国人旅行者数</b> は、 <b>2倍増の約2000万人</b> に	836万人	1974万人
・ <b>訪日外国人旅行消費額</b> は、 <b>3倍増の約3.5兆円</b> に	1兆846億円	3兆4771億円

## 新たな目標への挑戦！

### 訪日外国人旅行者数

2020年 :	<b>4,000万人</b> (2015年の約2倍)	2030年 :	<b>6,000万人</b> (2015年の約3倍)
---------	-------------------------------	---------	-------------------------------

### 訪日外国人旅行消費額

2020年 :	<b>8兆円</b> (2015年の2倍超)	2030年 :	<b>15兆円</b> (2015年の4倍超)
---------	---------------------------	---------	----------------------------

### 地方部での外国人延べ宿泊者数

2020年 :	<b>7,000万人泊</b> (2015年の3倍弱)	2030年 :	<b>1億3,000万人泊</b> (2015年の5倍超)
---------	--------------------------------	---------	----------------------------------

### 外国人リピーター数

2020年 :	<b>2,400万人</b> (2015年の約2倍)	2030年 :	<b>3,600万人</b> (2015年の約3倍)
---------	-------------------------------	---------	-------------------------------

### 日本人国内旅行消費額

2020年 :	<b>21兆円</b> (最近5年間の平均から約5%増)	2030年 :	<b>22兆円</b> (最近5年間の平均から約10%増)
---------	---------------------------------	---------	----------------------------------

# 通訳案内士制度の見直し方針中間とりまとめ（平成28年10月6日）概要

## これまでの検討会等で明らかにされた現状・課題

訪日外国人旅行者数の急増を踏まえると、現在の通訳案内士制度では、通訳ガイドの量的・質的な確保は事実上不可能。  
試験が必ずしも現場のニーズに対応しておらず、内容も難問奇問等が多い。  
資格取得後、知識・能力を維持・向上させる法的仕組みがない。更新制もなく、登録されている情報が実態と乖離。  
無資格ガイドが存在し、一部ではキックバック前提の土産物店への連れ回し、高額な商品購入の勧誘等の実態がある。  
地域限定通訳案内士試験を行っているのは沖縄県のみである一方、構造改革特区等の各特例法に基づく特例ガイドは増加。  
通訳案内士団体を代表する組織がなく、通訳案内士に共通する課題等に対し一致団結して対応できる連合体の創設が必要との意見あり。

## 規制改革実施計画 （平成28年6月2日閣議決定）

訪日外国人旅行者の増加とニーズの多様化に対応するため、**通訳案内士の業務独占規制を廃止し、名称独占のみ存続する**。

## 見直しの方針（中間とりまとめ）

### 1. 基本的な考え方・試験制度の抜本見直し

- ・名称を「**（国家）認定通訳案内士**」（仮称）へ。「通訳ガイド」などの名称は、通訳案内士以外使用不可と明確化。
- ・**現場で求められる知識を問う試験**に見直し。
- ・言語面の偏在を是正すべく、**ネイティブガイド等も確保**。

### 2. 質の維持・向上

- ・定期的（3～5年）な**研修受講を義務化**。登録証に加えてバッジ等の着用も検討。
- ・美術館、博物館等における優遇的対応等を関係者に要望。

### 3. 非有資格者対策

- ・**ランドオペレーターの業務を適正化する制度**を併せて整備。
- ・非有資格者も、研修等により質の向上を図るよう配慮。

### 4. 地域ガイドの取扱い

- ・業務独占の廃止に伴い、関係法令を見直し。地域のニーズに合わせ、**地方自治体の地域ガイド制度に関する国の認定スキーム**等を通じて質を確保。

### 5. 登録情報の整備

- ・地方自治体登録にガイドラインを創設、**情報公開を促進**。

### 6. 通訳案内士の各団体を代表する連合体の創設

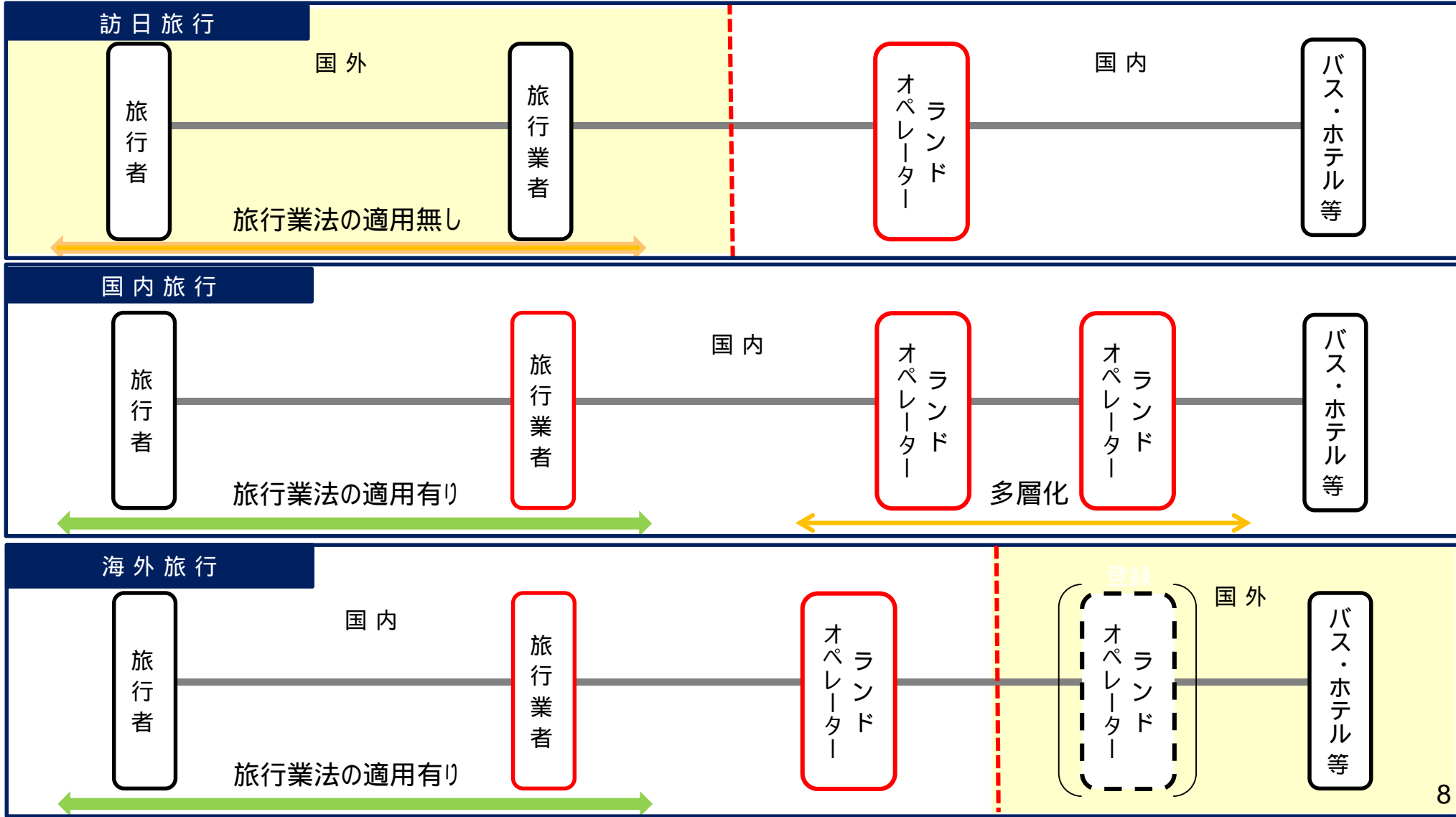
国における法改正検討の方向性が固まった時点で、最終的なとりまとめ

平成28年度中の法案提出へ



# ランドオペレーターの法的な位置付けについて

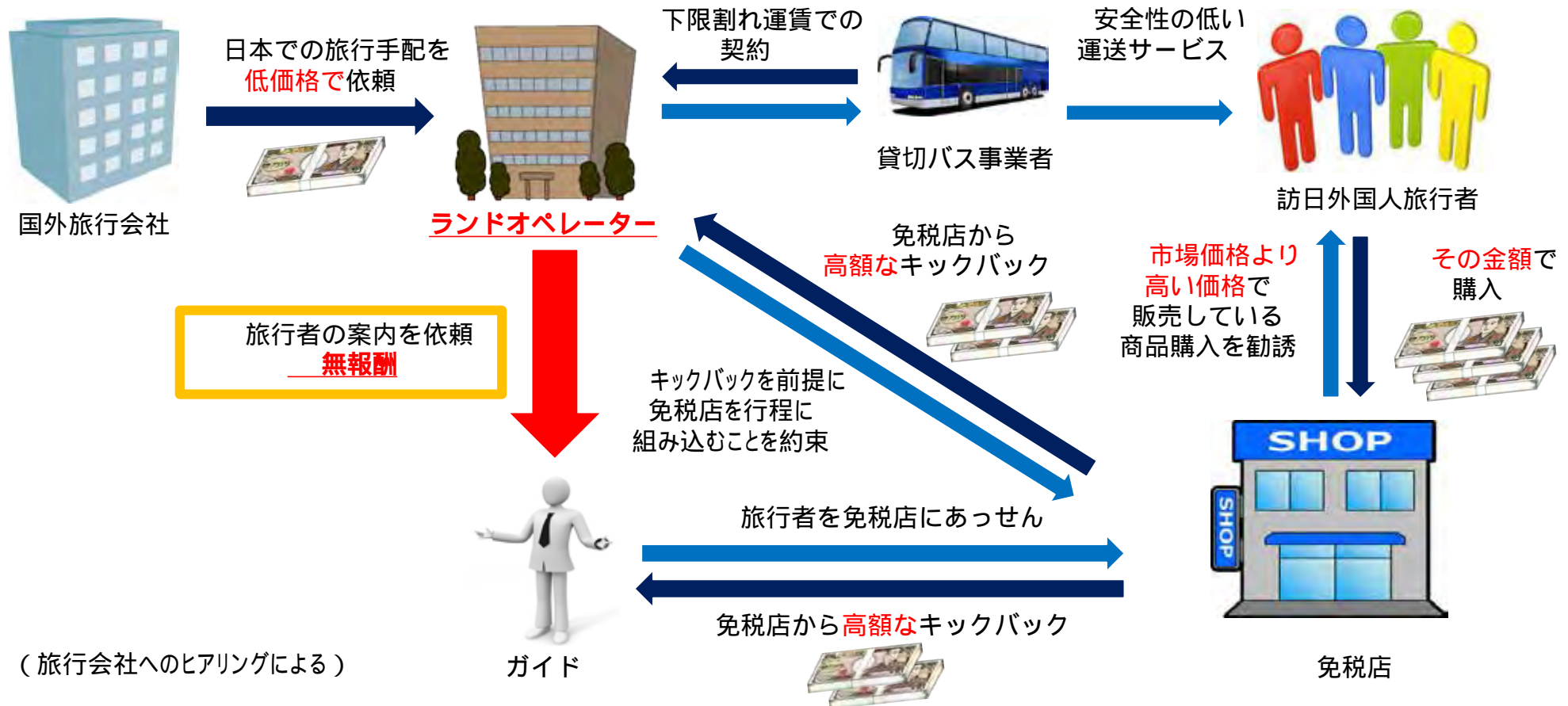
ランドオペレーターとは、旅行業者の依頼を受けて、交通・宿泊・通訳案内士・免税店等の手配を行う者。  
旅行形態の違いにより、以下のとおり整理される。



# 訪日旅行における手配構図の例

- 訪日旅行の一部にて、キックバックを前提とした土産物屋への連れ回し、高額な商品購入の勧誘等の問題が発生。
- 旅行会社へのヒアリングによると、ランドオペレーターがキックバックを前提として土産物屋を行程に組み込むことを約束し、ガイドにも土産物屋からのキックバックを前提として「無報酬で」案内を依頼していることが判明。
- また、ランドオペレーターが国内運送業者に対する手配を行う際に貸切バスを下限割れ運賃で契約するなどの行為が見られ、旅行の安全性等の観点からも問題が生じている。
- ランドオペレーターの行為に対して、行政が一定の関与ができるよう、登録制等により実態の把握を行うことが必要。

## 【訪日旅行】キックバックを前提とした免税店等への連れ回し・高額な商品購入の勧誘の構図（例）



○全国津々浦々に国内外の旅行者が訪れ、交流が促進される環境と国内外の旅行者が全国各地において安心して滞在できる環境を整備(12月8日に同検討会開催)

## 受入環境整備 (着地型旅行を企画提供しやすい環境整備)

着地型旅行促進のため、地域と旅行業者が連携する取り組みを国が促進すべき。あわせて、旅行業者がいない地域等があることを踏まえ、地域限定旅行業の登録要件を緩和すべき。

旅行の安全確保等のため、旅行業務取扱管理者試験制度は引き続き必要であるが、新たに地域限定旅行業の業務に限定した試験を創設して地域限定旅行業への参入を促進すべき。

営業所ごとに設置が義務づけられている旅行業務取扱管理者について、地域限定旅行業者の営業所においては、業務量等を条件として、他の営業所との兼務を認めるべき。

第3種旅行業者の募集型企画旅行及び地域限定旅行業者の業務範囲について(現行、営業所の隣接市町村まで)、地域の観光実態に沿った柔軟な運用を行うべき。

## 旅行の安全・取引の公正確保 (ランドオペレーターに係る制度創設)

ランドオペレーターが旅行業としても活動できるよう、旅行業への登録をを関係機関で促進すべき。また、旅行業登録をしない事業者についても、例えば、新たなカテゴリーの登録制の導入により、的確に指導ができる体制を整備すべき。

ランドオペレーターの定義として、輸送サービス・宿泊サービスの手配等を業務とする事業者と明確化すべき。

訪日旅行、国内旅行の手配を対象とすべき。他方、海外旅行については、引き続き実態を把握しつつ、規制の必要性やあり方を検討すべき。

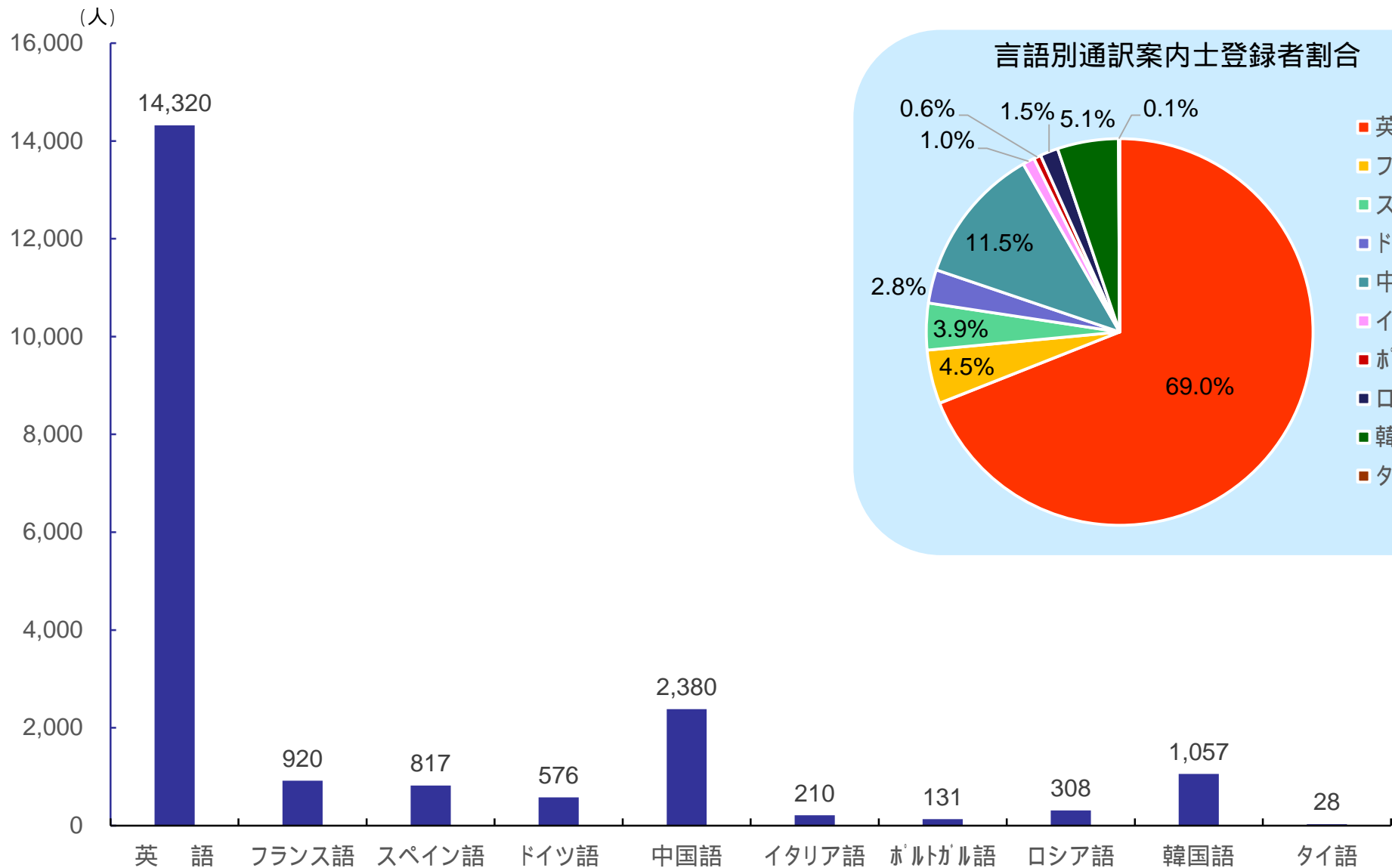
取引の公正確保、緊急時の連絡体制整備等の観点から、ランドオペレーターに対し、契約時の書面交付・保存義務と何らかの資格者の設置義務を課すべき。

旅行者の安全確保のため、必要な禁止行為規制及び違反者に対する罰則を整備すべき。

# 参考資料

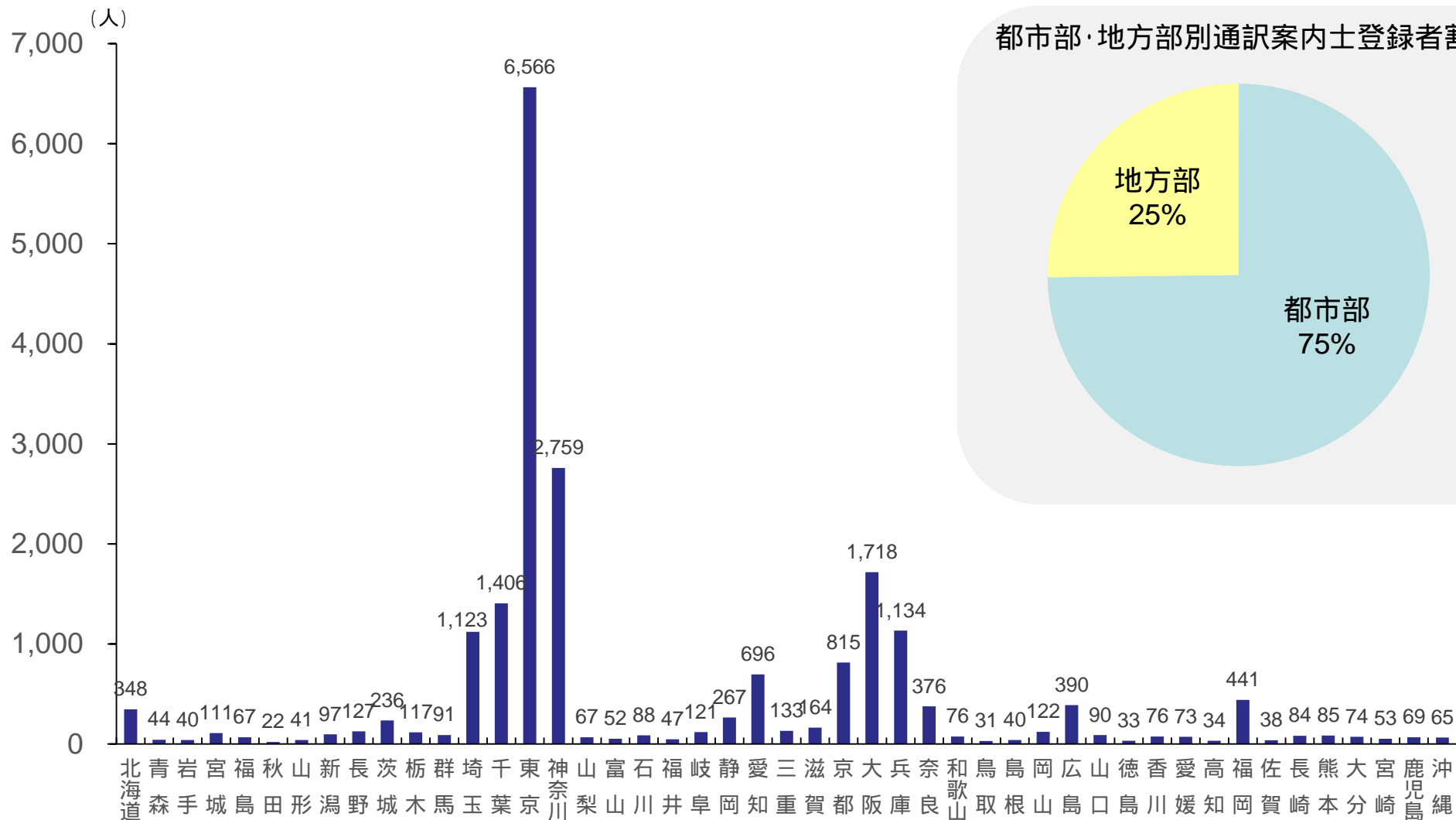
# 言語別通訳案内士登録者数

言語別では英語に集中する傾向がある

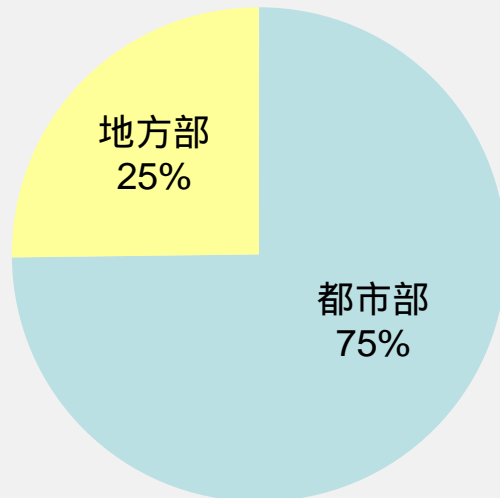


# 都道府県別通訳案内士登録者数

東京、大阪等の都市部に通訳案内士が集中する傾向がある



都市部・地方部別通訳案内士登録者割合



(平成28年4月1日現在、通訳案内士20,747人)

都市部: 埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、京都府、大阪府、兵庫県 13  
地方部: 都市部以外の道県

# (参考) 通訳案内士制度のあり方に関する検討会委員

## 通訳案内士団体

萩村 昌代 日本観光通訳協会 会長  
 松本 美江 全日本通訳案内士連盟 理事長  
 ランデル洋子 通訳ガイド&コミュニケーション・スキル研究会 理事長  
 石関 文昭 東京SGG 会長

## 旅行業者

吉村 久夫 (株)JTBグローバルマーケティング&トラベル 取締役  
 三好 一弘 (株)日本旅行 国際旅行事業本部 副本部長  
 橋本 直明 (株)トラベリエンス 代表取締役  
 李 珉周 (株)ハナツアーージャパン 経営企画部長

## 観光・経済団体

興津 泰則 日本旅行業協会 国内・訪日旅行推進部長  
 斎川 昭雄 日本観光振興協会 事業推進本部 観光地域づくり・人材担当部長  
 栗原 博 日本商工会議所 地域振興部長  
 小堀 守 国際観光振興機構 理事

## 地方公共団体

若林 和彦 東京都 産業労働局 観光部 振興課長  
 後藤 暢子 和歌山県 商工観光労働部 観光局 観光交流課長  
 横井 雅史 京都市 産業観光局 観光MICE推進室長

## 学識経験者

佐藤 博康(委員長) 松本大学 名誉教授  
 矢ヶ崎 紀子 東洋大学 国際地域学部 国際観光学科 准教授

# (参考) 新たな時代の旅行業法制に関する検討会委員

- 香取 幸一 玉川大学観光学部観光学科教授
- 久保 成人 公益社団法人日本観光振興協会理事長
- 小林 天心 北海道大学観光学高等研究センター客員教授
- 竹内 健蔵 東京女子大学現代教養学部教授
- 谷口 和寛 御堂筋法律事務所弁護士
- 三浦 雅生 五木田・三浦法律事務所弁護士
- 山内 弘隆(委員長) 一橋大学大学院商学研究科教授

( 50音順、敬称略)